さらに、中山間地や離島・過疎などの条件不利地域においては、住民生活に不可欠な生活サービスの確保が、地域全体を維持する上で大きな課題となっている。これに対し、基幹集落を中心とした複数集落による「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」を形成するとともに、地域内外の人材確保と育成を通じた「地域運営組織」の形成や持続的な運営を支援し、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりを推進すべきである。

おわりに　～安定的な財政運営を～

全国では今年度から地方創生の取組が本格化している。その根拠となる各地域の「地方版総合戦略」の策定には、産業団体や大学を含む教育機関、地域金融機関、ＮＰＯなどの住民組織に、女性や若者を含めた多数の住民がかかわり、目指すべき将来やこれからの取組について議論し、選択をしたとされる。地方創生は、地方自治の実践の場となりつつあるということだろう。

都市からの移住者や交流人口を増やすなどして、地方創生の先駆けとなった地域では、長い年月をかけ工夫を重ねたことが実を結んだといわれている。全国各地域でも息の長い取組が求められる。人口減少の克服という課題に立ち向かうため、地域の未来を担う世代を育てる取組が広がることが期待される。国においては、地域の創意と工夫を存分に生かせるよう、権限移譲などさらなる地方分権改革を求めたい。

新たな年度が始まって早々、震度７を二度記録した平成28年熊本地震は、日本列島が自然災害の脅威と隣り合わせにあることをあらためて浮き彫りにした。長期に余震が続く中、被災地では日常の生活を取り戻そうと必死の努力が続いている。国を中心に迅速かつ着実な対応が望まれる。

熊本地震を受け、大規模な地震や噴火、台風の襲来に対して、人命はもとより住宅はじめ街並みの被害や経済活動への影響を極力抑える、「減災」の備えが一層必要なことが明らかになった。地方自治体は地理的条件・地形的条件が多様であり、備えるべき災害も地域ごとに異なる。こうした防災・減災の取組は、人口減少の克服をはじめとした地方創生の取組のベースとなるものである。既に、防災・減災の取組に力を注いできた実績を基に、都市部からの移住者等を呼び込む施策を行う地方自治体も現れている。

これまで述べてきたように、全国どこに住んでいても幸せや安心・安全が確保されていると実感できる地域社会を実現するために、住民に身近な地方自治体は大きな役割を担っている。地方自治体は、住民が必要なときに、必要なサービスの大半を提供している。

地方自治体が、地域ごとに異なる課題に対処することや、創意工夫により、地域の実情に応じたセーフティネットを提供できる財源として、一般財源がふさわしいのは言うまでもない。必要な一般財源の総額は安定的に確保されなければならない。また、限りある資源を有効に使うため、国の奨励的な補助金についても、できる限り地域の選択と決定に任せることが重要である。

グローバル化の進展により、海外の景気変動が間をおかず波及するなどして、国内の経済社会の状況は大きな影響を受けてきた。そういう状況であればなおさら、住民生活の維持に大きな役割を担う地方自治体の財政運営は安定的で、予見可能性のある仕組みでなければならない。国と地方は役割・機能が大きく異なることを改めて認識する必要がある。そのうえで、双方が適切な役割分担を果たしながら、地域社会の持続性の確保や更なる発展に向けて協力して取り組むことを強く求めたい。

[1] 平成27年国勢調査の結果概要によれば、都道府県のうち、８都県で人口増加、39道府県で減少、大阪府は人口増加から減少に転ずる。また、全国1,719市町村のうち、1,416市町村（82.4％）で人口が減少しており、人口階級別にみると、人口５万人未満の市数は253から272に増加、人口５千人未満の町村数は237から268に増加し、市町村の人口規模は小さくなっている。

[2] 全ての都道府県、1,737市区町村（99.8％）において、平成27年度中に「地方版総合戦略」を策定済み。

[3] 「地方版総合戦略」の策定に当たっては、ほぼ全ての団体において総合戦略推進組織を設置し、その意見を反映しているほか、多くの団体において産官学金労言からの個別の意見聴取、住民からの意見聴取などが行われている。

[4] 最近の地方分権改革の動きは次のとおりである。

・平成26年５月より、地方に対する権限移譲、規制緩和の提案を募る「提案募集方式」が開始されている。平成27年１月に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を、平成27年の12月に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。

・地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等については、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」（平成26年６月地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授））に記載されている。

[5] 平成27年国勢調査によれば、我が国の世帯数は5340万3000世帯と、平成22年から145万3000世帯、2.8％の増加。また、世帯規模は１世帯当たり人員が2.38人で平成22年に引き続き減少している（全ての都道府県で減少）。

[6] 経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、平成28年度はそのうち16業務について導入を開始。残る７業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとされている。

[7] 地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

[8] 経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）において、「「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討」することとされており、「地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、５割以上とすることを目指す」こととされている。（集中改革期間：平成28年度～平成30年度）

[9] Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

[10] Private Finance Initiativeの略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[11] 今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見（平成27年12月18日地方財政審議会）

[12] 公営企業会計の適用の推進に当たっての意義・必要性、取組期間・対象事業及び支援措置等の留意事項については、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年１月27日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）に記載されている。

[13] 創業支援事業計画（産業競争力強化法）に基づき、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げるもの。

[14] 自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を次々と立ち上げるもの。

[15] 自治体の有する公共施設を、クリエーター等のアイデアを活用して民間に開放し、新しく素敵な公共空間に生まれ変わらせることによって、民間事業者のビジネス拠点を創出するもの。

[16] 地域産品の海外への販路開拓や対日直接投資等に係る情報を一元的に集約したポータルサイトを活用し、魅力ある地域産品等の情報を、民間事業者等と連携して世界に発信するもの。

[17] マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能や空き領域のことを言い、民間も含めて幅広く利用が可能）を活用するとともに、自治体クラウドを推進し、公共施設等における行政サービスの改革や、商店街等での購買力の増大など、地域経済の活性化・好循環拡大につなげる取組の検討が進められている。